

額をそのまま採用され続け、随意契約が長期にわたっていることは適切ではない。説明によると、美術品の取り扱いに習熟した作業員に作業に当たらせる必要があるが積算単価の基準がないこと、特殊な工具などの資機材を使用するほか資料を安全に取り扱うための薄紙（PHの安定した特殊紙）による養生材料の取り扱いなど特殊作業の積算単価がないこと、会場内のケース配置・資料設置・高所作業車作業・ライディングなど業務は複雑かつ細かいことなどを上げて、積算のための仕様を作成することができないとしている。

しかし、過去に委託した事例が蓄積されていること、国内のほかの美術館での業務委託事例の収集はできることなど、その気になれば仕様の作成ができる状況になっていると考える。

委託金額の決定は、業務の具体的な作業内容、作業工程から歩掛りを算出して人件費単価を適用して算出すべきである。人件費や物価の推移を考慮し、県独自の適切な価格を想定し業者との契約に臨むべきである。

(8) 文学館消防用設備の保守点検業務委託

契約の相手	社団法人 山梨県消防設備協会
事業の目的	山梨県立文学館の消防用設備等が消防法に規定するところにより、安全かつ適切に作動するための保守点検業務の委託
事業の内容	消防設備等の保守点検
契約の方法	随意契約（1者）
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	従前の見積書による
契約金額	999,550円
担当部署	県立文学館

① 予定価格の積算を的確に行うべきもの

消防用設備等の保守点検業務を財団法人山梨県消防設備協会に委託しているが、当該業務の平成17年度の予算の金額が1,000,000円であるため、この金額の枠内に入るよう業者に見積書を作成させている。

本来、消防設備保守点検の予定金額は、仕様書に基づいて必要とされる各業務の基準金額を建設物面の資料にもとづいて算定しその積算金額にもとづいて行われるべきである。

しかし、当該積算作業がなされておらず、予算の金額を定め、その金額に合わせる形で業者に見積書を作成させている（平成16年及び平成17年度の予定金額999,568円 契約金額998,550円<2年間いずれも同一金額>）。県庁内のほかの施設でも同様の業務委託をしている事例は多数存在することから、

それらを収集分析して、精緻に予定金額の積算が行うことができる環境は整っているものと考ええる。適正に予定金額を算出すべきである。また、管理監督の立場にあるものは所属職員に対する契約事務の指導を徹底すべきである。

(9) 山梨県文学館の設備総合管理業務委託

契約の相手	甲府ビ・カ・ビ・アクト
事業の目的	山梨県立文学館、茶室の安全且つ衛生的で快適な使用に、設備の性能及び機能を完全に維持するために、業務を総合的に委託する。
事業の内容	設備運行管理業務、設備保守業務
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
契約の方法	指名競争入札（5者）
予定価格積算方法	積算資料を参考に積算
契約金額	14,553,000円
担当部署	県立文学館

① 業務委託に係る積算基準単価を統一して定めるべきもの

当該業務は、山梨県立文学館の建物の安全且つ衛生的で快適な環境保持のため、また設備の性能及び機能を完全に維持するために、「設備総合管理業務委託仕様書」に定める業務を総合的に委託するというものである。

この仕様書にもとづいて設備総合管理業務の積算金額が算出されているが、この積算金額を算出するに当たって一定の単価基準（建設物面等）を用いて算出されている。

予定価格調査によると、技術員の賃金単価（円/日）は、福岡県のもの（積算資料（月間）＜財団法人経済調査会＞）を採用しており（実際には仙台の単価を美術館は採用）、設備保守管理の貯水槽設備（受水槽清掃・消毒）（円/台）においては、広島県のものを採用している。

その一方で、その他の業務単価に関しては、山梨県立美術館の同様の業務単価を採用している。

おのおのの基準単価が異なることには積極的根拠がなく、仮に予算金額に合わせて積算金額が計算されているのであれば、積算作業が予算の枠の中での執行のための名目的係数整理作業になってしまい、本来の予定価格の積算の意味から離れてしまうことになる。

必要な業務が効率よく行われたなら要するであろう最大の金額を積算金額とするならば、この金額を計算するに当たっての基準単価を統一して定めるべきである。

(参考) 設備総合管理業務の算出概概

内訳	回数	単位	単価	小計	計	備考
1 設備運行管理業務					8,446,428	
①技術員	開館日	日	15,360	4,654,080		福岡県 技術員@13,357×115% (美術館同様) *注
②技術員補助	303	日	12,516	3,792,348		福岡県 技術員補助@10,884×115% (美術館同様) *注
2 設備保守管理					5,918,840	
①建築物環境衛生管理技術者選任	12	月	15,000	180,000		美術館同様
②貯水槽設備				273,000		
ア 受水槽清掃・消毒	1	台	36,000	36,000		広島県 10㎡以下参考
イ 自動給水ユニット (年1回×2台)	2	台	36,000	72,000		美術館同様
ウ 残留塩素測定 (週1回)	52	回	1,100	57,200		
エ 水質検査				107,800		
a 26項目	1	回	78,300	78,300		美術館同様 (実際美術館は86,300円)
b 10項目	1	回	19,500	19,500		美術館同様
c 簡易専用水道施設検査	1	回	10,000	10,000		美術館同様
③排水設備				286,000		
ア 配水管 (年2回 300m)	2	回	75,200	150,400		広島県 20㎡

イ 排水升 (年2回×39升)	78	個	1,200	93,600		
ウ 雑用水 (井水)水質検査 10項目	1	回	12,000	12,000		美術館同様
エ 雑用水大腸菌都検査 (年6回)	6	回	5,000	30,000		美術館同様
④空気環境測定 (年6回×8P)	48	P	3,200	153,600		広島県 1ポイント2回の単価
⑤冷凍機				577,200		
ア ヒートポンプチャージ (年2回)	2	回	98,600	197,200		業者の見積
イ コアレスユニット (年2回)	2	回	160,000	320,000		業者の見積
ウ コアレスユニット安全弁交換 (年1回)	1	回	60,000	60,000		美術館同様
⑥機械設備				810,040		
ア ポンプ設備点検 (年2回×7台)	14	台	4,800	67,200		美術館同様
イ 消毒殺菌ユニット (年2回)	2	台	36,000	72,000		
ウ 空気調和機 (年2回×8台)	16	台	8,960	143,360		
エ パッケージエアコン (6台×3回)	18	台	3,360	60,480		

エアコン(年2回×17台)	34	台	3,300	112,200		
空気調換気扇(年2回×10台)	20	台	6,400	128,000		美術館同様
キ給排気ファン(年2回×36台)	72	台	3,150	226,800		美術館同様
⑦中性エネルギー(年1回)	30	枚	25,600	768,000		美術館同様
⑧中央監視装置(年1回)	1	回	2,871,000	2,871,000		
計(税抜)				14,365,268		

*注) 美術館の技術員の単価は、15,525円(諸経費含む)に掛け率93%を乗じているので14,438円となり、技術員補の単価は、12,650円(諸経費含む)に掛け率93%を乗じているので11,764円となっている。なお、美術館の単価は、平成17年3月の仙台の単価を参照していることである。

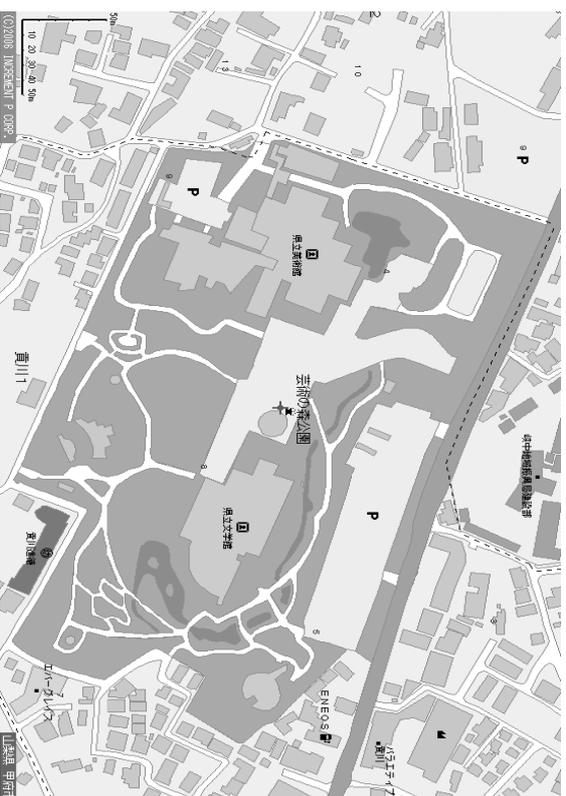
(10) 文学館等の警備等業務委託

交付先・契約相手	セコム山梨県
事業の名称	警備等(警備・駐車場整理)
事業の目的	文学館等の火災、盗難、駐車場整理及び不良行為等を防止するための警備等の委託
事業の内容	警備は自動警報装置による機械警備のほか、業務提携時間中警備員を常駐させ常に管制本部と連絡を保ち、警備計画に基づき常に最良の警備業務を行う。 山梨県立文学館を利用する車両が安全で円滑に且つ適切に駐車が出来るよう車両の整理を行う。
契約の方法	随意契約(1者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	積算資料を参考に積算
契約金額	22,349,796円
担当部署	県立文学館

① 施設のロケーションからして総合的に契約をすべきもの

現在、芸術の森、文学館及び駐車場の警備(契約金額:22,075,039円)と、美術館の警備(契約金額:21,594,640円)について別々に委託契約事務を行っている。

しかし、全施設は、次の図に示すとおり一箇所にあり、これらの警備業務は、各々密接に関連していると思われ、現実的に上記区分によって、別々の業者に委託契約事務をするのは、合理性に欠ける。よって、全施設を一体として委託契約事務を行うべきものと考えられる。



第15 総括意見

1 補助金について

(1) 補助事業の範囲を明確にすべきもの

県教育委員会においては、政策アセスメントの結果等を踏まえた補助金の見直しを進め、福利給与課でリフレッシュ旅行補助金(1,500千円)、教職員互助会運営費補助金(77,040千円)、教職員互助会職場厚生活動費補助金(8,143千円)、教

職員互助会職場厚生健康管理補助金（40,065千円）を、義務教育課でレッツチャレンジ小学生英語活動推進事業費補助金（1,800千円）、連合教育会教育研究活動補助金（650千円）、心をたがやす国語力向上推進事業補助金（1,200千円）を、高校教育課で県高校生活指導員連絡協議会活動費補助金（600千円）を、スポーツ健康課で財団法人山梨県学校給食会運営費補助金（4,181千円）を、平成18年度から廃止することとし、合計215,179千円の見直しの結果を出している。

その中で、今回の包括外部監査で注意を要すると思われる主なものを挙げると次のとおりである。

- (1) 県の事業への補助金交付とも取れるような補助金があったこと
 - (2) 県教育委員会が管理運営を委託する公の施設の运营管理に従事する受託団体の職員の人件費に補助金を交付しているもの
- 県教育委員会と民間との役割分担について、明確に区分して事業を実施していく必要があると考える。

(2) 事業助成の仕組みを合理化すべきもの

競技力向上対策費助成の事務の流れを整理すると、スポーツ健康課の補助金交付担当職員が、

- ① 県体協への補助金交付事務を処理し、
- ② 県体協からの補助金を本部で申請し受け取って、
- ③ 40の競技団体に基準を定めて本部あての補助金交付申請を提出させ、交付決定して配分し、
- ④ その競技団体から実績報告を徴し、
- ⑤ それをもとに本部から県体協あて実績報告し
- ⑥ その報告を受けて県体協が作成した事業実績報告書をスポーツ健康課の補助金担当職員として受ける

という全ての手順を処理する事務の仕組みとなっている。

さまざまな要因が絡んでいると思われるが、「県」から「体協」を通して「本部」に交付された補助金について、県が各競技団体にどう配分するかの基準を持たず、補助金の受け手である本部の定めた基準—それも別の事業に関して定められた基準—を適用して運用してきている事態は異常といわざるをえない。

各スポーツ競技団体の競技力を向上することを目的とする助成の仕組みとして、「県教育委員会」から「県体育協会」を通し、「県競技力対策本部」を経て「各競技団体」に助成されるという現行の方式に合理性を見出すことは困難と考える。速やかに、この補助事業の仕組み全体の見直しを行うべきである。

(3) 業務の性格を明確にすべきもの

県小中学校体育連盟、県高等学校体育連盟への助成に関連して、その団体の業務に従事している教員について述べる。

現状をみると、当該教員は本来の学校業務をこなしながら連盟の業務に従事しているのが実態である。

各体育連盟での事業も学校教育の一環との見方のできる余地のある業務であるのに、これを県教育委員会以外の団体の事業と位置づけられて助成を行っていることから生じてくる問題である。

速やかに、業務の帰属を明らかにし仕組みの明確化をすべきと考える。

2 補助事業から委託事業への変更について

(1) 事業補助から委託事業への見直しにより成果を挙げているもの

職員互助会補助金（職場厚生生活動費及び職場厚生健康管理助成）については、平成17年度に事業のあり方を見直し、平成18年度から表のとおり委託事業として再編成して事業執行することとした。

単位：千円

	平成17年度		平成18年度		差し引き
	補助金	委託料	直接執行	計	
運営費	77,690	1,700	38,251	39,951	△ 39,439
職場厚生生活動費	89,584	23,960	0	23,960	△ 63,924
健康管理助成	40,720	11,475	0	11,475	△ 29,245
計	207,994	37,135	38,251	75,386	△132,608

職場単位での事業補助方式からフロッツ（小中学校9フロッツ、高校7フロッツ）単位の事業委託方式に変更した。

平成17年度のこれら事業費総額は、207,994千円（25,539円/1人）であった。それが補助事業から委託事業への変更による見直しにより、75,386千円で執行できることになり、132,608千円の経費節減を実現したものである。

この結果、他の都道府県の同種事業との比較が容易になって適切な事業規模を見出すことができたものと思われる。惜しむらくは、もっと早くできなかったものかどの思いをめぐることができない。

3 業務委託について

(1) IT関連の業務委託について

この業務に関しては、システムの構築に携わった業者にメンテナンスを委託し、それが長年にわたって継続されてきているという状態になっている。

このような契約方法の選択は、保守契約が割高になっても委託先の選択の余地がなく長期に割高な契約となる可能性もあることを意味する。

地方公共団体が締結する契約は、原則として競争入札によるべきものとされていることから適切ではない。

IT関連の業務は県教育委員会に限らず、県庁内に膨大な量の設計・積算の基準となるような情報が蓄積されているものと考ええる。それらを利用した、この分野の業務委託に使用する「設計積算基準」を早急に定め、業務委託に係る契約金額等の合理性を検証することのできる仕組みを構築すべきものと考ええる。

(2) 契約事務についての指導を徹底すべきもの

仕様書の作成、取引価格等の調査を踏まえた積算、予定価格の決定の手順を踏んで初めて契約締結の向書を作成することになるはずのところ、前年度の契約価格をそのまま当年度の予定価格にしてしまう例が余りにも多く見受けられた。

予定価格調書の作成を省略できるとする財務規則の施行関係通知の表現を取り違えた運用になっている。

このことから、平成16年度包括外部監査報告でも触れていることではあるが、今回の監査でも業者選定、委託業務の設計、予定価格の積算、予定価格調書の作成、契約書の内容が支出負担行為向いの内容と異なっていることなど契約事務の基本の部分で理解が十分でない現象が見受けられた。再度触れることになるが、契約事務の実情を検証し、十分な指導が必要と考える。

ここは、契約事務の基本に立ち返った指導が必要と考える。

(3) 業務委託の設計・積算基準を定めるべきもの

業務委託するに当たって、契約予定価格の積算について、前年度の契約金額を何の検証もせずにそのまま使っていたり、業者から見積を取ってその数字をそのまま使ったりする傾向が見受けられた。業務の内容に応じて業務処理に要する要素が何であるか、またそれをどう組み立てて民間に任せるのかという発想が感じられない場面に何度も行き会ってしまった。

契約事務担当者レベルでの事務処理が本来持っている意味を考える機会を少なくしてしまっているのではないか。

業務委託は、金額が小さいものであっても、公の業務を民間に任せるものである。その意味で言えば、全ての業務委託について、業務委託の要素を分析して組み立て設計して積算するという本来の手順を踏む必要があると考える。

(4) 予算計上をより工夫すべきもの

県立美術館、県立考古博物館の委託料について予算と執行額を比較したところ下表のような執行残が見受けられた。

施設管理業務に係る委託費は、「経常経費」に含まれるが、経常経費予算の編成は、慣習により、財政課において「標準費用方式」(注1)なる統一のルールを用いて計算されており、個々の業務に係る委託費の積算に基づいて予算が組まれるわけではない。「予算」の編成と「委託費」の計算とが別の指標で計算されることにより「執行残」を生じさせている。

このような方法が採用される理由は、経常経費について個別業務ごとに積算すると実務が煩雑になり、事務の効率化の面から上記方法が合理的であること、ポイラーの故障などのスポット的支出に備えるためある程度の余裕が必要であるため予算編成上のテクニックとしてこの方法が用いられている。

しかしながら、「経常経費」の中に含まれる「委託費」は、対外的に県の業務を行わせる契約であり、かつ、それぞれ予定価格を積算しているのであるから、相当な精度の予算を組むことは可能であるし、スポット的な支出については、予算制度上、「予備費」があることから、執行残があることの合理的説明とはなり得ない。

もちろん、効率的執行により執行残が生じることは好ましいことではあるが、予算の編成・執行の中で、執行残が経常的に発生する状況を避ける工夫が求められる。

したがって、施設管理に係る委託費については、積算にて予算額を計上する方法を組み合わせるなど検討すべきと考える。

また、委託費を除く経常経費については、費用の性格上執行残が生じることはありうるとしても、統一的ルールにしたがって経常経費予算が組まれているとはいえ、緊縮予算を組んでいる一方で、経常的に執行残が生ずることは結果として合理的でない。全体の枠組みはともかくとして算定基礎となる各要素を見直すなど、予算・実績の乖離が少なくなるよう努力すべきである。

(注1) 標準費用方式

標準費用方式とは、経常経費について、個々の支出の積み上げにより計算されるのではなく、財政課において「職員数、所属数、公有車台数及び施設管理面積×旅費、食料費、消耗品、コピー代等、通信運搬費、使用料、賃借料、公用車維持費及び庁舎管理費等の単価」を統一のルールを用いて積算して「予算」を編成し、配分する方法である。教育委員会に割り振られた「経常経費」は、同ルールで各所属に経常経費を割り振る方式(実際のところは、当該ルールによって財政課から教育委員会に割り振られた経常経費は、教育委員会総務課において、前年予算額をもとに割り振られている。)

	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平均			
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率				
総合教育七の一	11,236	11,235	1	100.0%	7,131	6,251	1,480	80.9%	10,081	7,545	2,536	74.8%	86.2%
全日制高等学校	65,990	56,653	9,337	85.9%	65,800	57,479	8,321	87.4%	86,133	60,404	5,789	91.3%	88.2%
定時制高等学校	1,888	1,028	862	60.8%	1,888	1,232	456	72.0%	1,388	1,258	880	64.9%	66.2%
盲点学校	2,545	1,550	995	60.9%	2,919	1,719	1,200	58.9%	2,388	1,534	1,464	51.2%	56.8%
養護学校	14,349	12,909	1,440	90.0%	14,645	12,414	2,231	84.8%	15,143	11,937	3,206	78.8%	84.4%
図書館	13,275	14,981	314	97.9%	13,545	11,350	2,195	83.8%	15,275	14,552	723	95.3%	92.7%
美術館	44,500	40,376	4,124	90.7%	43,240	37,987	5,253	87.9%	41,480	20,724	20,756	50.0%	76.7%
考古博物館	11,590	9,006	2,584	78.0%	10,245	7,144	3,101	69.7%	11,550	7,808	3,742	67.6%	71.6%
文芸館	40,288	33,927	6,361	84.2%	40,288	34,291	5,997	85.1%	39,138	30,213	8,925	77.2%	82.2%
博物館	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	87,882	70,993	16,889	80.8%	80.8%
合計	207,421	181,643	25,778	87.6%	200,101	169,867	30,234	84.9%	291,638	226,988	64,650	77.8%	82.7%

	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平均			
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率				
美術館	57,257	54,806	2,451	95.7%	89,125	83,947	5,178	94.2%	89,325	89,324	1	100.0%	96.8%

美術館の運営に係る委託料執行状況表(經常経費十運営経費)

	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平均			
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率				
美術館	101,757	95,182	6,575	93.5%	132,965	121,934	10,431	92.1%	130,785	110,048	20,737	84.1%	89.7%